

第15回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事録

【日時】2018年11月27日（火） 15:00～17:00

【会場】OMM 1階グラン101

【出席委員】

嵐谷 安雄	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 評議員
泉本 徳秀	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 代表幹事
小田 昇	関西鉄道協会 専務理事
古株 徹	日本チェーンストア協会関西支部 事務局次長
柴原 浩嗣	一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事兼事務局長
田中 直人（部会長）	島根大学大学院 総合理工学研究科 特任教授
西尾 元秀	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 事務局長
西田 多美子	公益社団法人 大阪府建築士会 委員
三星 昭宏	関西福祉科学大学 客員教授
吉田 勝彦	一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事

○建築指導室長

皆さんこんにちは。それでは開会にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。委員の皆様方におかれましては大変お忙しいところ、第15回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会に、ご出席賜り、本当にありがとうございます。また日ごろから福祉のまちづくりをはじめ、大阪府の住宅まちづくり行政の推進に格別のご指導、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。また本日は会場が、いつものあのプリムローズではなくてですね会場の予約の関係で、このような場になりましてお詫び申し上げます。さて皆様ご存知の通りですね日本が立候補しておりました、2025年の国際博覧会の会場も大阪ということで無事決まりました。日頃は皆様ですね、ご支援をいただきまして本当にありがとうございます。この場で重ねてお礼申し上げます。この博覧会のテーマでございます、いのち輝く未来社会のデザインというのはですね、生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの能力を生かして輝きながら、暮らし続けることで、そのためにはですね、府域の全てのまちのバリアフリー化を更に進めていくということが重要でないかというふうに考えております。前回の部会ではですね、バリアフリーの基本構想等の推進についてということで、国の法改正、それから基本構想の現状についてご説明をさせていただきまして、府の広域的な役割とかというような形でですね、論点についてご議論いただきましてありがとうございます。またホテルや旅館のバリアフリー化につきましても、国の方の動き、それから東京都の方で条例の方の動きもございますので、そういったパブリックコメントの内容もご説明させていただきながら、上のご意見をいただいたところでございます。本日は二つの議題がございましてですね、バリアフリーの基本構想等の推進についてということで前回のいろいろなご意見も踏まえましてですね、大阪府といたしまして、市町村さんにバリアフリーの基本構想を新たに作っていただくところまだ少しございますし、見直しをしていただくようなことですね指針というようなものをちょっと策定したいというふうに考えておりますので、この骨子についてご説明させていただきまして、委員の皆様方からご意見をいただければありがたいというふうに考えております。またホテルや旅館のバリアフリー化につきましても、前回いろいろご意見いただきましたものを踏まえましてですね、我々もちょっと事業者の方にヒアリングをしております。その内容につきましてもご説明させていただきまして、引き続きご意見をいただきたいと思います。本府といたしまして今後とも、委員の皆様のご意見を踏まえまして、福祉のまちづくりのですね、一層の推進を図ってまいりたいと考えておまして引き続きお力添えいただきますようお願い申し上げます簡単でございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長

皆さんこんにちは。ただいま室長さんからお話ありましたように、大阪で万博が開かれるということを知りまして、古くは1981年のポートピアという神戸の博覧会で、バリアフリーのことをやった記憶が蘇ってまいりました。この福祉のまちづくりの取り組みが博覧会

だけじゃなくて、これまで以上にまちづくりに繋がっていくことを期待してこれからも審議会と部会で皆さんから貴重な意見をどんどんいただきたいなと願っております。どうぞよろしくお願いいたします。部会ですけども5月に勉強会をしまして、7月は台風、大雨の影響で意見交換会に変わりましたが、先般11月2日に部会を開催したところです。これを受けまして、さらに充実した議論を重ねてまいりたいと思います。皆さんの意見を踏まえて、これまで取り組んできた内容を精査しながらですね、先ほどガイドラインを手引きというふうな話がありましたけれども、こういった具体的な策を講じるのかということ議論したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、事務局から早速ですが議題のバリアフリー基本構想等の推進について説明をお願いしたいと思います。

○府よりバリアフリー基本構想等の推進について説明（資料1、資料2）

○部会長

ただいま事務局から説明いただいた内容につきまして、ご質問ご意見ございますでしょうか。

○委員

今日です別紙で、今回のこの部会に向けた意見ということでA4の1枚ものを出させていただきました。委員には4ページものの点字で、お渡しさせていただきました。その1番のところに書いてあることをちょっと説明しながら伝えたいと思います。基本構想等作成促進指針に当事者参画協議会による基本構想の定期見直しを入れていただきたいと。これについては、概要の方を見ていただいても策定見直しの方向性の中に、一番下ですが、当事者が参画した協議会等における基本構想等の定期評価見直しっていうことで書かれているわけなんです、説明のところですね、僕の方のペーパーなんです、今年改正されたバリアフリー法では定期的な見直しについては努力義務化されたけれども、大阪府内市町村で作成されている基本構想では、継続協議会が開催されていないものも多くある。最初、数字のところではどれぐらいの市町村が作っているうち継続協議会が設置されてるものが10であるというふうに書かれていますが、一つこれ質問も含めてなんですけれども、昔のこの法律を基に作られた基本構想で協議会がその時はあった。しかし継続していないっていうものについては今回のバリアフリー新法ができて、改正では5年ごとっていうことが努力義務で言われてるんですけど、その前の時代に作ったものも、この5年ごとの見直しっていうのはいわゆるかかる話なのか、それとも新しくできたこの法律案ができて以降、その改正ですから、そこだけにかかるものなのかがちょっとよくわからないんですけど、法の趣旨からいけば見直しはやはり進んでいなかったという反省に基づいて改正されたわけですから、その前の法律に基づいて作られた協議会がもう実際運転されてないようなところであってもしっかりと、運営させていくというのが本筋だろうというふうに思っているわけです。ち

よっとその辺のことがよくわからなかったので、説明のところの理由としましてはですね実情、前の資料出ましたけどマスタープランに興味がないとか、ちょっとあんまりやる気がないですよっていうふうな市町村も実際にあってもうすでに基本構想できてる方はそれでいいんですっていうふうなところもある中で、やはり当事者がそういう協議会で参加できる、そして意見を入れる新しいまちにしていくときに、当事者の視点からの発言ができる場っていうのをよりいろんな市町村でできるようにしていただきたいというのがここに書かれた意見の意図となります。前回の意見の中で、全市町村の策定に向けて大阪府が主体的に進めていくべきというふうなことはこちらから伝えさせていただいたところを書いていたのかと思うんですが、ここもちょっとぼやけた書き方になっている。未作成のところを作成するっていうのももちろん大切だけれども、それだけかというところじゃなくて、すでに基本構想があるけれどもなかなか動いていないところはもう1回新しく作り直すっていうふうなことまで、働きかける。もしくは働きかけられなくてもですね、協議会についてはやはり運営させていくっていうことですね、ぜひ実現させていくようなものとしていただきたいと思うわけです。見直しの方向性には書かれているわけですからもう少し大阪府の取り組みとして、その辺を強く押していくような、ちょっとそこは具体的にどういう書き方がいいのかわからないんですが、ものが書けないかなということでこの意見を出させていただいたということです。以上です。

○部会長

ただいまのご意見に対して事務局からいかがでしょうか。

○事務局

大阪府の方でも、ちょっとまず目標の方に定めさせていただいてる一つ目ですね、全市町村において、マスタープランまたは基本構想を作成していただくということがまず一つ目大前提かなと考えているところがございます。委員の方からおっしゃっていただいた古いといえますか旧法ですね。旧法に基づく基本構想についても当然、我々としてもですね、今の実情に合っていないというふうなところもございましょうし、例えばですね、建物の状況ですね。生活関連施設と位置づけたものがなくなっていたりとか逆に位置づけた方が望ましいような建物ができていたりだとかそういったことも考えられますので、そこはですね地域でお話をさせていただいて、どういう計画が良いかということで見直しをしていただくのが望ましいと考えているところがございます。その際に委員の方からもご指摘ございました、協議会でこれ法のほうで必ずしも明確にやりなさいという形じゃないですけど、我々としても、継続協議会というものをやっていただいてそこで当事者の方から意見を聞いた上で進めるのが望ましいと考えているところがございます。今回こういうふうな書きぶりをさせていただいているところがございます。以上です。

○事務局

すみません。法律上の方はですね、これ旧法で作られたというところもございますので、ちょっとまた確認はさせていただきたいと思えますけど、本来法の趣旨からいうと、旧法で作られた法律に基本方針についても見直しをしていくのが望ましいと思っているところもございますけども、法的にそうなるかというところはまた確認をさせていただきます。

○委員

すでに僕らもやりとりさせてもらった市の中ではね、やはりこの新しいマスタープランについてはやっぱりとりあえずやる気というか、改定をするつもりもないっていうふうなことで言っている市町村もありまして、そうしたときにおっしゃっていただいたように、新しい地区とかも含めて策定していただくというのが本筋ではあるとは思いますが、このままで新たに選択もせずにそのまま進むところもやっぱり少なからずあるんじゃないかというふうに思うわけです。そうしたときにやはり僕らが一番気になってるのはできたけれども結局そのままほっとかかれているし、使う側のユーザーの方の意見が反映されていないというようなところがやはりとても残念に思うところで、その辺について方向性としては出していただいたわけですが、例えば取り組みのところとかにこれをどうしていいのかよくわからないですけど、市町村への啓発になるという指導とか多分できないということだとは思いますが、そういう法の趣旨の徹底、徹底という言い方も変かもしれませんが、ちょっとその辺を含み込んだ形ですね。取り組みの方もなにか記せないであろうかということをおもうわけです。具体的にこの協議会をやれとかいうふうな書き方は書きにくいところなんだろうなという気がするんですがちょっと意図の中でこの取り組みのところ何か書き込んでいただくことは具体的にできないだろうかということがお願いです。

○事務局

先ほど委員がおっしゃった方向性と我々、今、記載させていただいてますけどもこの方向性って意味はですね、先ほどご指摘のように府は指導とかが法律上、前回説明させていただいたようにできませんので我々としてはこういうことを望みますよということをおの方向性という言葉の中に入れてるわけです。最後に府としての取り組みのところはあくまで府として責任を持って法律上もちゃんとできることをちゃんと書いたってということで市町村にこれから例えばこの指針に基づいてですね、市町村でこういうこと書いてるからこういうことをやってくださいということをお願いするというための方向性っていう意味でちょっと書かせていただけてまして。今、委員がおっしゃった意味この方向性という言葉の中に込めたつもりではあるんですよ。それで働きかけを強くやっていきたいなと思っているところがございます。方向性以外に別のことがあればまたご指摘いただければなと思っております。

○部会長

もう少し具体的なことを明記して欲しいということですか。

○委員

意図として入っているということはわかったんですが、この間もずいぶん前にできた基本構想がやはりそのままの状態で作られてしまっている。そこがなかなか、それを一つの言い訳にした形でですねその後なかなか進んでいかないというふうなことも我々としては経験しているところなので、そのこのところはこれが大阪府が責任を持ってという言い方をされましたが、やはり市町村に対しての市町村がそれぞれやっていく主体ではあるんですが、それに対して必要性とかをやはり十分に伝えていくっていうのも大きな府の役割だと思いますので、その辺も含めてですねもうちょっと取り組みのところにわかる形での言い方も変なんですけど何か、というふうに思っているというところなんです。

○事務局

ちょっと表現の仕方とかですね、そこは内部でまた検討したいと思いますけど、あくまでもこの指針を出す意味っていうのは前回もご議論していただいたように、大阪府として市町村の方をお願いしたいというか府としてはこういう意向ですよということを明確にして、これに基づいて前回のご指摘にあったように整理するとか、もうちょっと部長とか副市長のところに行くとかですね、そういうためのやっぱり指針ではありますので、委員のおっしゃったような方向性では我々考えているところでございます。

○委員

今の件も関係して、ちょっと気がついたことを一点言いたいと思います。以前にも申し上げましたように、18年間、大阪府下がですね全国に対して格段に作成率が高いとまだまだちょっと残ってるとかありますが、全体としてはかなり私はよくやったという評価しております。その中で中心的役割を果たしたのが大阪府にあるということは私はあちこちの講演で申し上げております。大阪府が推進の熱意とそれから仕組み等でですね頑張っていた。今回法律が新しくなって引き続きまたこのような全国的な牽引力としての役割を私としては期待しております、非常に今回の指針をお作りになるということは、適切なことであろうと、中身見させていただきまして、今なかなかよくできていると思います。若干ちょっと気が付いたところですが、今の委員の発言に関連して申しますと、指針ですから、国の法律や国の指導文書をそのままコピーして書いてもしょうがないんで、義務はないけれども、大阪府としてこうしたいということは、そういう頑張って書いてもいいんじゃないかと。今の委員もおっしゃるというような方向というのはやってみないかと。もうちょっと踏み込んでいいかなっていうところあります。それからちょっと逆に気になる点なんです。

すが、今の委員の発言でも逆にそれ聞いたときには、誤解を招くんじゃないかというのが5年ごとという話であります。これ東京の方のディスカッションで、5年に1回なんて非現実的なことを言うなど。途中飛ばしますが、日本中一律に非常に極端な例も含めてやっぱり国としては出さなきゃいかんので最低限ということになってきますと、一応5年ということになったんですが通常のところで5年ごとではこれ話にならんということは、ほとんど一致しました。そこで一つの案としてはですね。国の書き方としては、基本構想は5年に1回見直せと。これ最低とか入ってたはずですわ。5年という数字は残すけれども、基本構想は5年に1回、大いにその間、毎年やることもそれぞれ地方で奨励してやってください。正確に言えば努力義務ですけども。少なくとも今、推進している大都市圏においては、これ毎年が前提であるということは議論の中でそうなったということを今申し上げておきます。書き方としては、私がもし書くなれば見直しは5年に1回と、今回新設された評価ですね、当事者参加による評価、これは評価会は毎年やると。これらの名称を何とか継続協議会などの名称は何使ってもよろしいと。こんな書き方のほうが私としてはいいかと。行政の表現なんで、また、議論すればいいかと思えます。もう一つ気になったのは、マスタープランと基本構想の関係であります。この文書ですとどこかにマスタープラン又は、基本構想を作ってくださいと、全市でね。それは結構なんですけれどもこれも私の理解というか、これまでの中央での議論を踏まえてなんですけれども、マスタープランと基本構想というものは別物であると。だから又はというものではないだろうと。ちょっと話がややこしくなりますが、都市計画でいえば、いわゆる基本計画とか都市別との関係みたいなものでやっぱり全体計画が必要なんで、基本構想というのは個別のエリアを指定したときの計画ですから、実施計画を正確に言えば実施計画ではないんですが、それにより近いもの、事業計画なんです。ですからマスタープランもその辺の所っていうのは何が違うか言われたら私は、お宅の市は全体計画持ってますかと。あるいは基本構想のエリア以外はどんな順序で道路はどんな考え方で整備していきますか。道路は条例化できることになったんですが、我々独自のものはどうですか。そんな抽象的なこと言わんと具体理由でくれって言われたら1例として道路の縁石構造については最近、高槻豊中線は線を彫り込む方式を使うことに協議会でしました。お宅の市はどうするんですか。そこになると答えられない。それを含めて全てですね、本市ではどうしていくんだということをちゃんとやっぱり記述して指針に基づいて進めていくと。その一つは、基本構想であると位置づけたんです。そこから結論ですが又は除いてカンマなんじゃないかと。マスタープランカンマ基本構想が正しいんじゃないかと。中での議論でもあったんですが、無駄なことを二つ三つやる必要ないわけで、基本構想の出来が良くて、最初の10ページ分ほどはこの出来だったらこれで市全体計画も書いてあるし、道路をどうするか、あるいは鉄道の基本事業、基本構想がまだ作ってない地区の戦略はどうするんだ、それもちろん書いてあるということでもいいんじゃないかと思うところならば、それはあえてマスタープランという名前をつけて別の委員会を立ち上げて大変なことをするのはこれ行政もまた無駄でもありますから、そこは適宜だと思うんですが、基本の考え方として、私の考え

ですが、やっぱりそれだけ出来のいいマスタープランに当たる前段は、独立してマスタープランという名称をつけた方がいいんじゃないかと。ちょっと長くなってすみませんが、あと今回、市にまたがる例とか災害の例を出していただいたのもとってもいいと思いますね。これはおそらく他の都道府県の見本になると思いますんで、これでさらに充実したって思います。あと今回ちょっとこれは書いてないんですが、マスタープランをちゃんと書こうとすると、やはり福祉部局とのしっかりとした連携、あるいはモビリティ確保するためのスペシャルトランスポートサービスなど、これがSTって言葉使うかどうか別として、地域交通との連携も、こういった府の文書の中には入れておいた方がいいんじゃないかなと。国としても入れなきゃいかんっていう認識ありながらもいろんなものの整合性で入ってないわけですから。これぐらいで。

○部会長

よく言われる点線面で広がりを持ってというときに、マスタープランか基本構想かという話になりますけども両方とも必要だと思いますね。役割が違うと思いますし、そういった意味で今のご意見もごもっともかなと私も思いました。

○委員

例えば高槻なんかでも基本構想に入っていない古墳の石とかその周辺のバリアフリーとかいろいろ課題あるわけですね。そういう言い方やっぱまとめてね、ちゃんと全部書いておかないと、基本構想では入りきれないですよ。あれの基本構想を作るのもいいんですけれども、一般的に抜けるものが必ず出てくるので、ぜひマスタープラン作った方がいいと思います。あまりどっちでもいいとかちょっと緩めたものは府は出さんほうがいいと思う。

○事務局

ちょっと一点だけ確認したいんですけどマスタープランで法律を見ますと一応促進地区みたいな重点整備地区と同じような促進地区という表現がありまして、地区限定でマスタープランをつくるような法律上の規定になってまして、多分、委員が今おっしゃったのはむしろ地域全体の本当にマスタープランでのバリアフリーをどういう方針でやるかっていう鉄道駅をどうするかとか、鉄道以外の拠点みたいなのをどうするかとか先程おっしゃった古墳みたいなそういうのをどうするかっていうプランになるけど、今の法律上なかなかそういうのがあるとか、基本方針ですか、その中にはあまり書かれてないので、ちょっとそのあたりは府独自でということをお願いするっていうのもあるかと思うんですけど。だからその辺の考え方みたいなのがありましたらちょっと教えていただければなと思うんですけど。

○委員

正直、国もわかっていません。各市で考えていただきたいと。やっぱり国としてこれ以上突っ込めないという事情も昔からありますんで。北海道から沖縄までとかなかなか書ききれない。法律読んでいただくとわかると思うんですけどもマスタープランの本質は方針なんだと。それから促進地区ですね。これ促進地区っていうのは書きぶりの問題であって、市の全域方針といたって、竹林とか松林をバリアフリー化する必要とか場合によってあるかもしれませんが、それ自体は目的がないんで、やっぱり市街地の中でバリアフリー化をこれからも促進していただかなきゃいけない地域と。そういう意味でおっしゃる質問ももちろん当たっているわけで、旧村落なんかでほとんど人間も少ないし、あるところだけバリアフリー化すればよいというところの方針もくそもないみたいなエリアをあえてカバーして方針をたてるとかそういう意味ではないんで、一応あそこで区域という言葉は確か使ったと思います。区域っていうのはやっぱり人が思い、住んで必要とされるところとかを想定するんで、事業計画のエリアが何かと重なるような必要はないんで、意味としてはそういう意味だと思います。ついでに来月から国の方のこういうご質問がたくさん出るので、その展開、各委員会、これは私も最後のご奉公だと思って行こうと思いますが、またそっちの方も参考していただきたいと思います。

○事務局

たびたびすみません。ちょうど先ほどの資料の9ページにですね、これ国の促進方針地区のイメージで国が出してる図で、どうもこのイメージが我々もそうです、多分市町村の方もこういうイメージがどうしてもついてしまってますね重点地区のいわゆる特定事業位置付けなくていい地区はマスタープラン作ったらいって感じでどうしても国の説明も聞いててもなんかそんな感じしてましてですね。ご指摘のように高槻市みたいに地域全域をバリアフリー化して、そのときに重点的にやっていくところをやって最後は市域全体をやっていくんだって大きな方針に基づいてそういうところは多分マスタープランを作る必要もないのかなって思ってまして、そういう方針がなかったり、ただ重点地区で駅のエレベーターだけ作ってるようなこともありますので、そういうところは委員おっしゃるように、マスタープランみたいな話があって、将来的には具体的な事業を入れていくということが必要かなとは思っています。

○委員

例えば工事中のルールだとか、それから最近ですと、バリアのある場所を明示して地図に落とすと、それから現地において標識まで作ろうと。標識標示まで。もちろんこれ警察とも調整は必要になりますが、現に案も作ってるんですね。こういうものなんかは、なかなか事業計画案の中で構想の方では書けないんですね。高槻市ではこうするんだという方針がその中に入ってるわけでぜひ作ったらいいなと。そういう観点でいくとこれに当たるのは岡山というかもっと小さい市なんかの場合には、事業系の基本構想として影響を及ばな

いその周辺前駅は状況として外したけど一般的にはその中で、その市の中心部の基本構想はできたけれども、市街地としていっぱいあると。人口5万人の市街地がたくさん広がって、基本構想はそん中でカバーする人口でいえば5000人から1万ぐらい小学校区、中学校区ないぐらいだと。そういうケースの場合にはぴったりなんですね。ここは全域だと考えてくださいと。ただ、それにしてもこの絵はちょっと小さすぎると僕も気がついていたところ、すみません。

○委員

最後の方の大阪府の取り組みの欄の丸の三つ目でございますが、公益的に影響を及ぼす乗降客数の多い鉄道駅におけるさらなるバリアフリー化の検討というところでございます。ある団体からの意見の紹介ということで言わせていただきたいと思いますんですけども、視覚障がい者の団体の方から5000人あるいは3000人以上の駅は人が多くおられるので何か困ったときなどは助けてもらえると、それ以下の場合については困っても助けてもらえる人がいない、駅員もいないということで、従って5000人とか3000人の駅にこだわらず、バリアフリーの整備をしてほしい、特に視覚障がい者の学校とか施設のある最寄り駅などの駅にもバリアフリー化の整備をしてほしいという強い要望があるところの紹介をさせていただきます。

○事務局

確かに今2020年に一応3000人以上の駅についてはバリアフリー化することで、5ページのところにですね、一つは現時点の目標書かせていただいておりますけれども、これが2020年にちょっと連続立体交差事業とかですね。そういう別の事業があるものとかですね。だからちょっと物理的に困難なもの以外はほぼほぼできるということで次の目標に向けた検討ということでここに入ってるんですけども、一つは府が関わるということで万博も踏まえて、かなり乗降客の方がたくさん来られるという駅もあるんですけども、一方でおっしゃったように、3000人未満の駅もですね、まだできてないところもたくさんございます。ちょっと言い訳なんですけど、ここに駅の乗降客数の多い鉄道駅等というところはですね、実はちょっと少し視野には入っておりましてですね、そういう福祉施設があるとかそういったものについても、3000人未満も一律3000人未満ではないだろうと。福祉施設があるとか、乗降客などあらゆるニーズが高いというようなところもですね、ちょっと検討はしていきたいなと思います。これについては当然府としては財政的な話もありますし、すぐにということもなかなか難しいと思いますけれども鉄道事業者の方が実際にはもう工事をやっていただかないといけないので、そこら辺のニーズなんかですね、ここは住民の周辺の方からですね、福祉的配慮が必要だという施設が周りにたくさんあると3000人未満でも鉄道駅をバリアフリーにしてほしいというニーズがあるということでちょっとたまとしてはどうかというようなことで、具体的なこういう候補地を出していただくと非常にありがたいと思

ってますのでまたよろしく申し上げます。これはちょっと来年度以降の検討になると思いますけれども、また引き続き検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員

これを見せていただいて発信する側ではなくて私達、都市計画まちづくりの建築士もありますし、受け取る側の視点で見せていただきました。それで結論から申し上げますと、目標のところですね、資料では 5 ページのところなんですけど先ほど委員からもお話出ましたけれども全市町村における私たちは現行法に基づいた合致したというか、そういうマスタープラン、基本構想の作成っていうのが目標であるべきだと思いますので、これを受け取ったときにずっと業者の方なり、私たちの提案をせいというときに一番困りますのがダブルスタンダードっていうか、法律はこうだけれども渡された構造がこうであるとかというやりとりですね。それが作る側、提案する側では一番困ります。建築の立場では法律が変われば即それにずっと合わせてきているものですので、すごく違和感を感じまして、旧法に基づくものがあつたらあつただけ迷惑っていうか、そういう受け取り方をしました。府から発信するのを市町村の方が見られたときに目標が一番にうちはあるからいいわと言ってスルーされるということが怖いなと思ひまして、目標なのでしっかりとこれからもまた法が変わったり、新しいガイドラインが出たりしますし、府条例も変わるかもしれませんし、そういうことを踏まえて目標としては、全て現行法、時代に即したものが作成されているというのが目標と考えるべきなのかなと作る側から見ましたら思ひました。あと行政的にどうかっていうのはちょっと判断はわかりませんがそういうことを思ひました。ありがとうございます。

○部会長

ただいまのご意見についていかがでしょうか。

○事務局

なかなかその現状をですね、先ほど見ていただいてましたように交通バリアフリー法のところが結構かなりございます。あとこの目標をいつまでに達成するかっていうところにもありましてですね、まず我々として数年のうちに、ある程度数字を上げようと思えばここに書いてるのはどちらかというとなんにも全く何もやってない市町村ですね、まずそこをちゃんとやっていただいて、まずそのバリアフリーというのは大事だということを認識してもらってっていうので今掲げてますんで、委員もおっしゃったように本当もともと方向性とか府の取り組みとかで書かせていただいたように基本は新法に基づいてマスタープランで全市町村やって基本構想も少なくとも 3000 人以上が全部できるっていうのが理想の世界ではあるんですけど、さすがにそうやろうと思ひまして、府が自ら我々が直接やるのであればですけどやっぱりやっていただくっていう形になりますので、ちょっと低いかもしれな

いけどとりあえずここからやれたらなど。確かに意味が不明なのでそこは明確にしたいと思います。まずちょっと今申し上げたのがもしそういうのであればちゃんとその書きぶりをわかるようにそこは工夫させていただければと思います。ありがとうございました。

○委員

ダブルスタンダードになるものはないはずだと。一応行政のことですから最低限ということで、古い旧法の基本構想は、全て新法の見直し構想という行政処分なんです、その扱いであります。だからやらんと無理なら、うちはもう全部やりました。で2000年のときで全部終わってますと。今の基本形で現法における基本構想として扱ってくださいと言われてたらそれでいけます。

○委員

それを私たちが法律でいきます、それを技術者の方がこれに合わせてくださいと言われて、その作業がある自体が古い法律に基づいた基本構想があるということが作る側からしたらそれをほっといていいのかということをお伝えしたいです。新しいものばかりじゃなくて、今ある古い法律で作られた基本構想について。

○委員

目標は、新しく作るってことばかりじゃなくて、とにかく今までの基本構想、目標そういったものを達成しろ、ちゃんとやれということで。

○委員

うちは関係ないんできちんとと言われてスルーされるのがこわいと。

○委員

失礼しました。それがおっしゃりたいところ。ちょっとくどいけどマスタープランについては、エリアはそれぞれの市で自分のとこで考えるということであって、少し踏み込んで大阪府の事情を考えたもう少し府としては、出しにくいと言われても現場ではものすごく怒ってくるし、それもうちょっと踏み込んでもいいかなって感じがしますね。私はおそらく、大阪市みたいなほとんど市街地のところでは、市街地全部に対する基本方針、これをマスタープランというと、一般的にわかるかと考えているみたいなほうが、なんか出てきた方が市からは、疑問でにくいですよ。失礼しました。

○部会長

よろしいでしょうか。委員たちは実際に実践する立場で考えると、いろんなスタンダードが出てきたときにどう読むかとか、もう一步具体的なその辺りに言うとですね、関係する

方々にもっとこの内容を的確に伝えるような研修とかですね、そういうことをやっていくことも必要なというふうに私ちょっと今聞いて感じたんですけど、いかがですか。

○事務局

これ前回の資料もそうなんですけど、ちょっと交通バリアフリー法のいわゆる旧法でできた状況というのは各市町村バラバラなんです。旧法でできても継続協議会でやっていてフォローアップをしてるっていうところも実はあって、それが市によってほったらかしで全然改正がされてないところと、目標はちゃんとあってそこで別に改正する必要ないっていうところもあるんです。先ほどご指摘の旧法のままでも現在でもそのままいきてる時、まだ現在頑張ってる時に本当は2022年ぐらいまでなんだけど、まだできてないのでこれを継続協議会で継続してフォローアップやってるんだっていうところもありますので、事情によっていろいろ違いますので、そこはこの指針を作ってですね、ちゃんとその現状を旧法であろうと新法であろうとチェックしていただく、当事者の入った中で決定していただいて、そこで見直す必要があるのか今の旧法のまま本当に十分足りてるのかどうかですね、別に十分足りてるのであればそのままいいと思いますのでそこをちゃんと見極めて、市の判断でバリアフリーマスタープランをどうやっていくかもそうですけど、やってくるようなそういう指針ができたらいいなとは思ってます。

○事務局

委員おっしゃった専門家とか一般府民向けの研修といいますか、そういう制度の内容についても、ちょっと府としてのやっぱりこうしたいってのは役目だと思いますので、そこらへんは少しちょっと書き足していきたいなというふうに思ってます。専門家の方々からも、いろいろ市役所の方にこれ長いこと見直しされてないんじゃないのというようなことを言っていただけると、我々だけでなく当事者の方、市民の方、専門家の方あらゆるところからその市に働きかけるのが効果的だと思いますし、そこら辺はバリアフリー法改正されたということも含めましてちょっと専門家の方、市民の方にもですね、啓発するような、取り組みをしていきたいと思っております。

○部会長

ただいまの議論は、当事者の参加をどうやって実現するかということと、やはり継続性ということだろうと思います。さっきも5年という話だったんですけど5年どころか1.2年でころっと変わる様子もたくさんありますし、そういう現状をどうやってとらえて対応していくのかと。そういったやり方も今後研修として大事ですね。それから情報提供とともに、具体的な臨機応変な対応をどうつくるのか担保するのかということも大きな課題かなと思います。

○委員

何十っていうふうに基本構想に関係してきましたけども、やっぱり基本構想の現場の継続協議会っていうのは大切だと思います。例えば芦屋の場合にはね、年間に2回を数年にわたって続けた。その中でね、芦屋の歩道橋のエレベーター問題が最初はもう国交省の阪神国道と委員会とでどうにもならんとなって最後は少し下がってもう行政のことだから切らなきゃいかんからそれで長期課題には挙げたんです。でもその長期課題というのは半年に1回開催しながらじわじわやって3年かかってとうとう国交省も文句のない住民さんもめっちゃ地元も障がい者の方々もこれで一応満足する歩道橋とエレベーターができたんですね。だから絶対いりますわ。これはもうそういうこと経験するたびに今回私は年ですから別として、ここにいる委員は、おそらくもし委員を誰にしようかっていう打診が私的に時々あるときに、この人は必ずいた方がいいと思う。

○部会長

ほかにございますか。委員、先ほどの資料の説明は以上でよろしいですか。今の説明に関して。

○委員

構想がないところっていうところからが最優先でっていうふうなことでおっしゃったのはもちろん、全駅でつくるっていうことが大切ですが僕らとしてはその作ったんだけどその後止まってしまってるっていうところがやはり大きな課題であるというふうな認識でその辺の認識はすでに持っていただけでっていう話でしたけれども、最後でちょっと優先的にならないところからっていうところを聞いてやや不安に思ったところもあります。以上でございます。

○部会長

ほかになにかございますか。

○委員

専門的なお話が続いてるところで非常に素人な発言になると思うんですけどもお許しいただきたいと思います。全市町村で基本構想を作っていくっていうことなんですけども、この10市町村が未作成というのは前回の部会で議論されたと思うんですけども、やはりどのようなところが未作成なのかですね。やっぱり町村とかなるとここの目的に書かれてるように魅力あふれる都市空間の創造に向けて計画は必要なんだといったときに、私のところは、関係ないなとかですね、対象にならないなとかいうふうなところがないのかなという心配があります。そういうところをまちづくり条例というのが、まちづくりとなりますとね、町村とか、都市がなかなか都市空間がないということも対象になるというのはよくわか

るんですけどもバリアフリー法の法律とか位置づけが都市空間ということに焦点が当てられてるんでしたら、全市町村と言われたときに、町とか村とかでは、私のところは駅もないしというふうな話で、もう議論が止まってしまう。そういうところがないのかなっていうのが心配です。そういう意味ではまちづくり条例という形でまちづくりという位置づけで、この町にもバリアフリーを普及していこうというですね、まず公共施設から大きな施設からとかそういうふうな形でやられてるところからすると、まちづくりというような観点っていうのは広くカバーできるんじゃないかなというふうなことを思います。そういう意味では今回紹介していただいた高槻市さんの事例なんかは、市街地にはないけども、この山の方にある公園にたくさんの方が利用してもらえるように、そこへのバスへのアクセスはどうかとかそういうふうなことをやられてるっていうのは他の町とか村でも参考になるような視点なんじゃないかと思います。ちょっと法律の詳しい内容もわからずに言ってるんですけども、この都市空間の創造という、このフレーズが、やっぱり全市町村、全国的に見ると大阪府は市街地多いところだと思いますので、全国で進んでないというようなところも何かそういう観点があるんじゃないかなというふうな心配があります。その点ちょっと全市町村におけるというのを指すんでしたらどんなふうな表現で町とか村とかに働きかけていくのか一緒に議論していくのかというところを議論できたらなと思います。以上です。

○部会長

この点いかがでしょうか。

○事務局

まず、ちょっと前回の復習になるんですけど基本構想を策定してない10市町村ですけど、ご指摘のように市は一つで泉大津市ですね。あと町が8つですね。あと村が一つという形になってます。ご指摘のように先ほどご紹介いただいた高槻の事例を載せた理由も、実はご指摘のように、やはり駅があるところ以外にもですね、町とか村とかの拠点になるようなところとか先ほどありました観光地みたいなところもありますので、そういうところも含めて、やはり全ての市町村でバリアフリーというのは大切で、そのまちづくりとか、そういうところでやってほしいという意味で我々全市町村という言葉をしていただいています。あと目的のところちょっと言い訳っぽく聞こえますけど、ランドデザイン大阪っていうのは大阪府で出させていただいておりまして、そのフレーズで都市空間という言葉を使ってまして、意味は当時から大分議論したんですけどその都市っていうのは当然我々イメージしていると思う都市ですね。超高層型っていうそういうとこだけではなくて一般市街地全部含めて広い意味で都市空間という言葉が我々大阪府として使っております、そういう意味で、どちらかと指摘にあったまちづくりに通ずる意味で都市空間という言葉を使って我々やっているつもりであります。確かにイメージいろいろ都市とか空間という言葉は割と大阪市内というイメージありますけど使ってる趣旨は、まちづくりとほとんど同じような趣旨で

使わせていただいているというような状況です。

○部会長

都市といってもいろんな地区があるので、それに合ったまちづくりのやり方が求められるということで、マスタープランにしろ、基本構想にしろ、そういう地域の特性を反映したものが必要ですよ。

○委員

最近私痛感したのが、ちょっと別の用件でよく太子町に行くんですが、あそこも確か作ってないんです。こういう役場カラー見ると明らかにあれは当事者点検のチェックの目が入ってません。やってればこんなことにはならない。視覚障がい者が落ちるんじゃないかと思って言ってやろうかと。それからこれ頑張って2m歩道を引き出すという方向で何が何でも2m歩道叩き出すっていう立場でものを見て、普通、基本構想をつくるということが迫られるんですが、結構やれるところやってないね。基本構想の目が通ってるところと完璧に行ってるとは言わないけれども、やっぱり違うんで、おっしゃるように規模の小さいところでみんなの目が余計よく通って、町民全員参加でバリアフリーが出来ると。島根県の多伎町なんかもう、数千人の町民でほとんど全員で目が通ったバリアフリーでやってるわけですね。そういう点ではぜひ委員おっしゃるように、ここはやらんでいいと。特にそういう周辺部町村はやらんでいいと間違えていらっしゃるんで、ぜひ例を出していきたい。つい最近ですと奈良で一つ例が出ました。町でね。あれは非常にいい。以上です。

○部会長

事例からどんどんモデルとしては紹介してほしいですね。それでは、議題の2番の方に移りたいと思います。議題の2の方ですが、ホテルまたは旅館におけるバリアフリー化についてということで説明をお願いします。

○府よりホテル又は旅館におけるバリアフリー化について説明（資料3）

○部会長

東京都とかメーカーさんにいろいろヒアリングしていただきまして、ありがとうございます。それではただいまご説明いただいた資料の内容につきましてのご質問とかご意見ございますでしょうか。

○委員

こちらの方で用意させてもらったペーパーの2の3です。点字で言うと3ページ目。上の方になります。ホテルのバリアフリーの基準ですが、障害者が利用できる客室が増えるよ

う一般客室の基準改正に向けて検証の実施をお願いしたいということで書かせていただいております。一般客室で、利用可能なものを増やすためにはですね、大阪府の条例の一般客室の基準改正が必要となると、望ましい基準というのはありますけれども。望ましい基準っていうのはそのままにしておくとなかなかその設定になりませんので、一般客室基準を改めるといふようなことが必要かと思えます。実際は東京の方が今回ちょっと動いてそういう形になってるっていう一つには、オリンピックパラリンピックっていうことが大きな契機となっている。今回、大阪もですね、万博開催が決まったわけですから、やはり、それに伴って、いろんな国から、日本もそうですがいろんなところから障がいを持った方も参加されるわけですから、大阪の基準も変えていくべきではないかというふうに考えてます。この丸二つ目のところですが、当事者の参画というのがやっぱり必要になってくると思えます。東京の障害者団体からですね80cm以上、推奨90cm以上ということで10cmちょっと大きい数字が出てるわけですね。これどこにするかという非常に難しい問題ではあるかと思うんですが、どんな障がい者でもっていうと際限なく大きくなりますし、かといってある程度狭くしてしまうと非常に車いす利用者の中でも車いすの形を選ぶというか、それはすなわち障がいの種別をちょっと選ぶようなことにもなりかねないですから、このところは、どこまで可能かっていうことはあるんですが、今できる最大の基準っていうことを考えるには、やはりどっかの真似をしてるだけでは駄目で、実際にやっぱりいろんな人のことの声聞いてもらうということが必要かと思えます。ぜひこういう検証の場を持っていたきたいということが基準をまず見直すということが前提にはもちろんあるんですが、前回引き戸じゃないとっていうふうな話が委員さんの意見で出ましたが、なかなか難しいっていうふうなことで、今回調べて来ていただいて、でもそれは現在の技術で難しいというだけで技術的に頑張れば多分できるんじゃないのかっていう気もしますんで、現状はこういう状況だっていうふうなことは理解した上で7年後の万博に向けても含めて何かそれを一般基準とするかどうかは別としても、やはりニーズとしては引き戸のニーズっていうのは高いところもあると思えますんで、そういったことも、実現性も含めていろんな意見を聞いてもらう場っていうのをぜひ持っていたきたいというふうに思います。以上です。

○部会長

検証していただきたいということについていかがでしょうか。事務局の考えをお願いします。

○事務局

大阪府の方につきましても、東京都さんの方で先行してオリンピックパラリンピックが先にされるということで変更されたと思うんですけど、大阪府の方でも先日、万博開催が決定したところがございますので、こういったホテルの基準の見直しというのは、私達は必要かなと感じているところがございます。ただ、ホテルの客室につきましては先ほども一般基

準とおっしゃってましたけど、バリアフリールームと違いましてバリアフリーの車いす専用ではございませんので、東京都さんの方の基準も見ながらですね、一定、大阪府として、一般客室として必要なところをできるだけどれだけ必要かというところも検証しながら、見て考えていきたいと思っているところでございます。また、障がい者の方につきましてもいろんな方いらっしゃると思いますが、ご意見等をお伺いした上で、また考えていきたいと思っているところでございます。

○委員

事務局と重なることもあるんですけども、このホテルにつきましては国のガイドラインが出たときに勉強会だったか検討部会で、私がこのようなユニットバスの商品がないはずですということ国ガイドラインの絵ってというのが実現不可能と直感的に思いますということをお申しあげまして、事務局が事務所にもおいでいただいて、各メーカーさんに調べていただいて、東京都よりも先に調べていただいて、その後、国のガイドラインの講習会が建築士会等でもございましてご説明があったんですけども、その時点でやはり出したものについて、補足説明として 80cm90cmが実現難しいのでコメ印が付いたという経緯がございます。もちろんできるだけなくてもこれからできるものについて近づけたものにするべく、大阪府のガイドラインも条例もしていただきたいという姿勢で私も思っていたんですけども、実際、物理的にユニットバスのバスタブの大きさ、人が入れるバスタブの大きさと出入口の寸法というのを考えまして、これしかできないんだろうなというのわかりますし、ですからある意味引き戸の問題もちょっと話が後手後手になりますが、下部の防音であります引き戸の場合、4種防音が必要なので吊ったら段差がないような構造の引き戸っていうのは上で吊っているわけで、その隙間ってのは非常に大きいわけで、それからスライドしますので、サイドも大きいわけで、それから閉まったときのあわせ部分もドアだったら蓋しますけれどもあたっていただけなのでどんな構造にしましても、それとそれが人体に当たると衝撃になるのでクッションつけた形でやんわりした防音になります。ですから4種防音が必要ということになるのでハードルが高いなど。いろんな施設で共用部分にもその音が聞こえる状態でもいいだろうという引き戸ならいいんですけども、昨今どのホテルに泊まりましたも、室内で大声出さないでくださいという注記も付記されているぐらい、やはり滞在者のマナーっていうのが悪くなっている状況の中で一般客室で、なかなかハードル高いなというのを実感してます。事務局の方で、その後もずっと調べていただいたんだなと思って感動しているんですけども。を見せていただいて、実際に提供しているものとして、その通りの資料だと思いました。国のガイドラインで非常に気になりましたのは、既存の改修のプランがついておりまして、スラブがまっすぐなところ。水回りでの、どうしても排水の関係で上がらざるを得ないので、ベッドから水周りに段差をなくしていこうと思いますと廊下レベルから若干上がらないといけないというので、国のガイドラインの事例のところには室内にスロープがついてて、こんなところにスロープつけたらドアに

追突しはるやろうっていう誰でもわかるような絵がついてまして、受け取る側としたら講習会でも質問以前の問題というふうなんですがついていうことでこれの差し替えはされますかっていう質問が建築の方から出たような状況で、これは継続的にどんどんこういうことを明確に働きかけていただいて、ギリギリのところまで検討していただくっていうことを継続的にしていただきたいなあというふうに思います。こういう商品のものっていうのがなければいけないので、ましてや防水関係のものっていうのはオーダーで作るとというのが難しいものですから、音とか水周りっていうのはその辺やっぱり各団体からも働きかけていただく府からも働きかけていただくっていうのをお願いしたいと思います。当然建築の方からも働きかける様にいたしますという意見です。

○部会長

建築的にはかなり技術的課題が大きいと思うんですけど、仮に技術的課題を解決してもコストの方がべらぼうに高くなりますので、メーカーさんサイドの標準化とか、工業科があってこそだからスペックとしてある程度の性能が担保されている。そういう状況を社会的に作らないと、一般の客室全てバリアフリーにするというのができないかなという感じはしますね。

○事務局

さっきの委員のご意見の件で当事者のいろいろ意見を聞くっていうのが、それは我々もしたいなと思ってんですけど、特に先ほどご説明したようにバリアフリールームが160件ぐらい想定ではあるんですけど、あれ全部入り口はいわゆる引き戸なんですね。あと結構、車いすの方もバリアフリールームは結構コストが高いからという理由で一般客室に泊る方が結構多いっていう話も聞きますので、そういう方にまず入り口の出入りですね、おっしゃったように、どういう方がそれをうまく活用できてどういうことができないのかですね、そんなのもちょっとぜひ教えていただければなと思ひまして、その辺の調査する術がなくてですね、ちょっと教えていただきたいというのと、あと先ほどの引き戸の話で補足しますと、ユニットバスも実はその法には出入り口の話がないんですけど、ユニットバスも実は聞きましてですね、今バリアフリールームでもあります3枚引きですね。3枚あって2枚の幅だけでやる部分ですね。それは結構できるんですね。先ほど言いましたエコノミータイプなんかでもですね、トイレと風呂と分けているセパレートタイプっていうのがありまして、だいたいそういうものは20㎡以上ぐらいになるとできまして、そういう場合は割と引き戸みたいな部分でもですね対応しようと思えば風呂だけのところで3枚引き戸にすればいいので、対応しやすいんですけど。さすがにバジェットタイプになりますともう3点ユニットバスでかつ1200×1600で1.2m1.6mぐらいの本当にコンパクトな部分でなります。そうすると70cmとろうとすると、先ほどありましたようにちょっと技術的でなかなか難しいという話は先ほど1400×1800の話も一応先ほどご説明したTOTOの製品は、オプションとして

あるんですけど、委員がおっしゃったように一般化されてないんですね。まだ製品化がされてなくてやっぱりコストが高いっていう課題がありまして、それをどうクリアするかっていうのがありますしそれも含めてちょっと委員の方でぜひ当事者の方にですね、入り口のところと、あとお風呂のところですね、段差は聞くとやっぱり絶対水切りでほしい2cmぐらい出るんですけどそこをいけるのかっていうのとお風呂のところも今、開き戸なんですね。その開き戸がいけるかどうかですね。確保したとしても開き戸になりますので、できるかどうかですね。あとオプションとして折れ戸みたいなですね、今マンションなんか結構折れ戸が多いんですけど、折れ戸というオプションみたいなのもあるんですけどそれが使えるのか使えないのとですね。ちょっとそんなのも含めて、もしヒアリングさせていただける方がいらっしゃるんでしたらご紹介いただければと思います。以上です。

○部会長

今の検証のことでちょっと思い出したんですけど、泉ヶ丘の前にビッグアイという施設がありまして、当時あまりやっておられなかったモックアップという実物大の模型を作って検証実験をやったんですけど、それはそれなりに良かったんですけど、少し課題があったのは、被験者はどの範囲まで選ぶのか。車いすの方といってもいろんな方がいらっしゃいますし、バリエーション非常にありますので。あと介助の問題もありまして、スペースのとり方だけじゃなくていろんなことにする施設のあり方についてやってるんです。できてから現場でまたやりますと、今度は重度の車いす使用者、電動車いすの方は使えないんですね。だから今回の整備の中で具体的にどの辺までを対象にするのかという相当しないといけないし一番端っこのマイノリティーの方に対しての配慮としては別の手立てもいるのかなというふうに思うので、あんまりそこだけで100%満足するものを目指さず、ちょっとハードル高いなという感じがします。それも含めて検討していくことが大事。あくまで当事者の目線を限りなく入れていくということで可能なことを基準として盛り込んでいくという形じゃないでしょうか。他にご質問ご意見ございますでしょうか。

○委員

70というのは極めて微妙で69cm70cm71cm、その辺は車いす入るのが結構あるんですね。それは業界として意識してないのか。どっかそのポイントになるところ。区切りになるところで、かなり通れるサイズのところがいいからですね。ちょうど今の先生の話でギリギリのところも、それはもう一般客室だからご不自由は前提の上でね。例えば6割入る7割ぐらいの人が特にそういうホテル利用する人はね、私障がい者の人と行動としますが、全般にやっぱりホテルに来る人はそういう言い方すると怒られるけど、割と元気な車いすの方が多いんだよね。かなり無理かけたら一般客室でもかなりいける。で質問としてはこんな事情があって70っていうのはどのくらいなんですか。

○事務局

開き戸でいきますと 725 っていうのが一応、一番最大ですね。ユニットバスですね。

○委員

ホテルのフロントに呼んで扉をドライバで外してもらおう。古いホテルだとそれで簡単に外れるんですよ。どこでももちろんそうじゃないんですよ。結構 1 cm 2 cm で入れるんです。当事者からしたら入れたら別にそれでいいんですね。こういう対応も結構やっていますね。

○事務局

先ほど申し上げたのは一応 1418 のちょっと大きいタイプの浴室の場合などで、さすがに 1216 になりますと 60 センチぐらいですね。

○部会長

静止寸法と動いてる時の寸法は少し違うので、寸法に少しプラスしたものが動いてる時の寸法ですね。

○事務局

ちょっと今カタログ見てるんですけど、すぐにちょっと出てこないです。すみません。おそらく 600 弱になると思います。500 台後半です。

○部会長

検証するとかしないとかどうやってやるかとかいろいろ具体的な話につきましては、今後もやる方向で検討していくということで、この部会では、方向づけだけ皆様のご賛同を得たいと思うんですが、いかがでしょうか。ありがとうございます。ほかにございますか。時間もおしておりますので、よろしいでしょうか。はいどうもありがとうございました。これで私の司会を終わります。事務局にお返しします。

○建築指導室長

長時間にわたり、貴重なご意見を本当にありがとうございました。本日のご意見踏まえましてですね、一つ目の基本構想の検討指針につきましては、内容を精査いたしまして次回の審議会の方に案を出させていただいて、またご意見を頂戴したいと思っております。また旅館ホテルにつきましてもですね、先ほどご意見等もございましたように万博の開催が決定いたしましたので、庁内でもこれは東京に負けず、やるべきだというふうな意見も出ておりますので、引き続き内容的には詰めさせていただきたいというふうにも思っております。なお、委員の皆様方におかれましてはですね、一応 11 月 30 日に一旦任期が終了させていただくということでございます。今季を持ってですね、退任いただく委員の方々につきまして

はですね、本当に長い間にわたりまして貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。また引き続きですね、委員をお務めいただく委員の方々につきましてはですね、これからも忌憚のないご意見をいただきまして、万博に向かってですね、引き続き福祉のまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、ご指導ご鞭撻よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。